

郡能美莊地頭職を寄進す。

【菊大路文書】山城

二六一

寄進 八幡宮

可被草菅領加賀國能美庄地頭職事

右爲志趣者、天下靜謐、家門繁昌、身富康泰、現當二世所願成就、令寄附之狀如件。

建武三年六月六日

沙彌 省 觀 在判

六月十八日。足利尊氏、新田義貞を討伐する爲能登の士得田章眞の上洛を促す。

【金澤市中文書】

二六二

新田義貞已下凶徒等誅伐事、所被下院宣也。爰義貞逃籠山門之間、今明日可致落也。相繼早一族、急速企參、可致軍忠之狀如件。

建武三年六月十八日

在判

得田次郎左衛門尉殿

(得田章眞は羽咋郡得田保の地頭職なり。)

七月廿八日。宗寂、鹿島郡永光寺に羽咋郡若部保地頭職を安堵せしむ。

【中興雜記】

二六三

能登國若部保地頭職事、洞谷山養光寺知行不可有相違之狀如件。

建武三年七月廿八日

養光寺方丈

宗寂 在判

(宗寂は永和二年九月廿九日の永光寺布薩回向人數のうちに載せられて、故守護入道と記せらるゝものなり。未だその何人なりやを明らかにせず。或は吉見頼顯の父にして、頼隆の兄なる頼爲にはあらざるか。)

八月二日。足利尊氏、加賀守護富樫高家に令して山城臨川寺領加賀郡大野莊に兵士の濫妨するを停止せしむ。

【天龍寺文書】山城

二六四

臨川寺領加賀郡大野莊領家職事、寄事於動亂、軍勢等致濫妨云々。早鎮狼藉、可令寺家所務。若有違犯之輩者

爲處重科、可注進交名之狀如件。

建武三年八月二日

在判

富樫 介殿

八月廿七日。能登守護吉見頼顯、鹿島郡氣多本宮の免田に土庶の狼藉することを停止す。

【能登生國玉比古神社文書】鹿島郡

二六五

能登國氣多本宮所口免田、令停止地頭甲乙人等狼藉、可專神役。若於違犯之輩者、可有罪科之狀如件。

建武三年八月廿七日

源 頼顯 在判

氣多社衆徒中

(氣多本宮は鹿島郡所口に在りて現に能登生國玉比古神社と稱するものなり。宛所に氣多社とあるも羽咋郡のそれにあらず。)

八月廿八日。能登守護吉見頼顯、鹿島郡永光寺に羽咋郡若部保地頭職を安堵せしむ。

【永光寺文書】鹿島郡

二六六

能登國若部保地頭職事、帶給翰旨以下證文爲寺領云々、

當知行不可有相違。將又被致將軍家御祈禱之精誠者、可注申子細之狀如件。

建武三年八月廿八日

源 頼顯 在判

養光寺長老

八月三十日。足利尊氏、山城臨川寺に加賀郡大野莊地頭職を寄進す。

【天龍寺文書】山城

二六七

加賀郡大野莊地頭職、四條中納言降資跡、爲甲斐國牧莊替、所寄附臨川寺狀如件。

建武三年八月卅日

源 朝臣 在判

夢 窻 國 師

九月六日。足利尊氏、能美郡府南御供田地頭建部頼春に感狀を與ふ。

【南禪寺文書】山城

二六八

御 判

府南御供田孫四郎頼春、軍忠神妙、可有恩賞之狀如件。

建武三年九月六日